

別表1 (第2条関係)

補助対象者	町内において醸造用ぶどうの生産を行う経営体または町内に住所を有する醸造免許取得者		
事業内容	原料生産力強化事業	6次産業化体制整備事業	気候変動対策事業
補助対象品目	ア. 支柱 イ. チェーン ウ. 針金 エ. 苗木用カバー オ. アンカー カ. 苗木支柱 キ. ターンバックル ク. クランプ ケ. グリップル コ. その他、町長が適当と認めるもの	ア. 醸造用タンク イ. 濾過機 ウ. 醸造用圧搾機 エ. 充填機 オ. 醸造用樽 カ. 打栓機 キ. 圧送ポンプ ク. ラベラー ケ. 除梗破碎機 コ. 洗瓶（リンサー） サ. その他、町長が適当と認めるもの	ア. 防除ネット イ. 防雨フィルム ウ. アーチパイプ エ. リーフアーコンテナ オ. 農産物加工施設用空調設備 カ. 恒温貯蔵庫 キ. その他、町長が適当と認めるもの
補助率	1/2以内 （補助上限 100 万円） ただし、 <u>特定品種</u> ※のみを植栽する場合は2/3以内 （補助上限 150 万円）	1/2以内 （補助上限 100 万円）	
補助要件	（1）新植または改植であつて、令和9年1月末までに資材等の納入及び支払が完了し令和9年度中に当該植栽が完了するものであること。 （2）新植または改植により生産性の向上または安定的な収量確保が見込まれること。	（1）令和9年1月末までに機械等の納入及び支払が完了し、翌年度までに機械等設置を完了し、令和7年度実績からの製造数量の増加（果汁原料または濃縮還元による増加を除く）を図れるものであること。 （2）総事業費が10万円以上であること。	（1）令和9年1月末までに機械等の納入及び支払が完了し、翌年度までに供用を開始するものであること。 （2）整備によって醸造用ぶどうの生産量又は果実酒若しくはリキュールの製造数量の維持を図れるものであること。

【原料生産力強化事業に関する特記事項】

1. 特定品種※は、次のとおりとする。  
 ピノワール、ピノムニエ、カベルネフラン、メルロー、シラー、シャルドネ、リースリング、ソーヴィニヨンブラン、ピノグリ、ピノブラン、ゲヴェルツトラミネール
2. 同一品種のクローン更新も対象とする。